

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例	川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則
<p>第26条第4項</p> <p>特定建築事業者は、市内において新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物及びその敷地（以下「中小規模特定建築物等」という。）について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>～略～</p> <p>第26条第7項</p> <p>市長は、中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書が提出されたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、当該提出に係る特定建築事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。</p>	<p>(中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書の概要の公表)</p> <p>第37条 条例第26条第7項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 条例第26条第4項第1号に掲げる事項</p> <p>(2) 設置基準量に対する設置する太陽光発電設備等の出力の合計の比率</p> <p>(3) 太陽光発電設備の設置基準に対する適合状況</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p>
	<p>改正附則（抄）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第23条の次に14条を加える改正規定（第37条第2号及び第3号に係る部分に限る。）は、令和9年4月1日から施行する。</p>

・達成率

・達成率及び適合状況

・令和8年度分から公表